

令和3年7月1日
第四管区海上保安本部

令和3年6月定例記者懇談会資料

【新規事項】

- ・ 夏季の事故防止に向けた安全活動について

(交通部：安全対策課)

【お知らせ】

- ・ 海上交通安全法等の一部改正について

(交通部：企画課)

- ・ 海上保安大学校・学校学生募集！

(総務部：人事課)

- ・ 青い羽根募金について

(警備救難部：救難課)

【連絡事項】

- ・ 広報文発出時のFAX廃止について

(総務部：総務課)

【≡ニ講座】

- ・ 目指せ海上保安官！

(総務部：人事課)

問い合わせ先
第四管区海上保安本部 交通部
安全対策課長 留置 (トモチ) (内線 2640)
電話 052-661-1611



令和3年7月1日
第四管区海上保安本部

夏季の事故防止に向けた安全活動について

～安全で楽しい夏休みのために～

毎年7月から8月は、マリンレジャー活動が最も活発になり、毎年多くの事故が発生することから、全国の海事関係者が一体となった活動として、

・ **海の事故ゼロキャンペーン 7月16日(金)～7月31日(土)**

また、この期間中において第四管区海上保安本部(全国各管区同様)では、様々な安全推進活動を展開し、事故防止の強化を図ることとしています。

・ **夏季安全推進活動 7月16日(金)～8月31日(火)**

1 海の事故ゼロ客向けの趣旨

海の事故ゼロキャンペーンとは、広報活動や海上安全教室などを通じて、国民の皆様には海難防止について関心を深めていただき、官民の関係者が一体となって海難の未然防止を図るための運動です。

2 4つの重点事項

(1) 小型船舶の海難防止

プレジャーボートの海難は機関故障が最も多いことから、出航前等に船体や機関の点検を徹底するほか、整備事業者による定期的な点検整備の実施の推進を図ります。

(2) 見張りの徹底及び船舶間のコミュニケーションの促進

貨物船等の大型船舶から漁船等の小型船舶は衝突事故が多いことから、常時適切な見張りを徹底するほか、早めの相手が分かりやすい動作をとったり、無線等で相手船とコミュニケーションを取り、適切な操船を行うことの推進を図ります。

(3) ライフジャケットの常時着用などの自己救命策の確保

自己救命策(ライフジャケット常時着用、連絡手段の確認、118番等緊急電話番号)確保に関する周知徹底を図ります。

(4) ふくそう海域などの安全性の確保

走錨に起因する事故防止のために、経営トップから現場までの一丸となった安全管理体制の確保について協力要請等を行います。



令和 3 年 3 月 2 日
海上保安庁

「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～台風来襲による事故の防止の一層の強化を図ります～

特に勢力の大きな台風の直撃が予想される等の場合に、風の影響を強く受ける大型の船舶に湾外その他の安全な海域への避難を促す「湾外避難等の勧告・命令制度」の創設などにより、船舶交通の安全を確保することを目的とした「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、台風等の異常気象等が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域で、走錨した船舶が臨海部の施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生しています。

また、頻発・激甚化する台風等の異常気象等や、これに伴う船舶の衝突事故により、海上保安庁が管理する航路標識が損傷する事案が多数発生しています。

この法律案は、このような課題を解決するため、異常気象等による船舶交通の危険を防止するとともに、海上保安庁が管理するブイ等の航路標識の迅速な復旧を確保することなどにより、船舶交通の一層の安全の確保を図るものです。

2. 概要

(1) 異常気象等に伴う船舶事故の未然防止策の充実・強化

- 三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等の創設
 - ①船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度の創設
 - ②関西国際空港等の重要施設周辺海域における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度の創設
 - ③湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置
- 海上施設への船舶の衝突防止のためのバーチャル航路標識の緊急表示制度の創設
灯浮標等の表示に代わるバーチャル航路標識に係る制度を創設（一時表示に係る手続緩和、海上保安庁による一時表示代行制度）

(2) 持続可能な航路標識の管理体制の充実・強化

- 航路標識の復旧のための施行命令・原因者負担金制度の創設
海上保安庁の航路標識を損傷等させた原因者に対し、必要な工事の施行又は当該工事に要する費用負担を義務付け
- 承認工事制度及び航路標識協力団体制度の創設
海上保安庁の航路標識について、民間団体等による工事・維持に関する海上保安庁長官による承認制度を創設するとともに、航路標識協力団体として指定した民間団体については、承認工事に関する手続を緩和

問い合わせ先

TEL (03)3591-6361 (代表)

①、②について交通部航行安全課

航行安全企画官 小野 太郎 (内線 6301)

③について交通部整備課

航路標識企画官 坂下 秀和 (内線 6701)



令和3年6月18日
海上保安庁

「海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」 及び「海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令」を閣議決定

令和3年6月2日に公布された「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令と施行に必要な規定の整理を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、台風等の異常気象等が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域で、走錨した船舶が臨海部の施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生しています。

また、頻発化・激甚化する台風等の異常気象等や、これに伴う船舶の衝突事故により、海上保安庁が管理する航路標識が損傷する事案が多数発生しています。

このような課題を解決するため、異常気象等による船舶交通の危険を防止するとともに、海上保安庁が管理するブイ等の航路標識の迅速な復旧を確保すること等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第53号）が令和3年6月2日に公布されました。

今般、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行期日を定めるとともに施行に必要な規定の整理を行います。

2. 概要

(1) 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

異常気象等による船舶交通の危険を防止するための措置に係る改正規定の施行期日を令和3年7月1日とし、海上保安庁が管理するブイ等の航路標識の迅速な復旧を確保するための措置等に係る改正規定の施行期日を令和3年11月1日とします。

(2) 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

①海上交通安全法、②港則法及び③航路標識法の一部改正による条移動に対応するため以下の政令の改正を行います。

- ・海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）
- ・地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号）
- ・広域臨海環境整備センター法施行令（昭和56年政令第330号）
- ・電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和52年政令第220号）
- ・電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）

3. 施行日

2. (1)、(2) 共に令和3年7月1日（木）

●海上交通安全法等の一部を改正する法律案

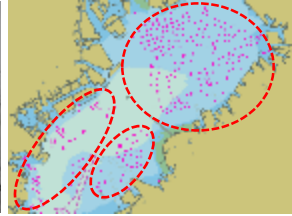
背景・必要性

(1) 台風等の異常気象の頻発・激甚化

- 台風等の異常気象が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域において、**走錨した船舶による海上施設や他の船舶への衝突事故が複数発生**
- 三大湾等のふくそう海域で、**走錨のおそれのある船舶を早期に湾外等の安全な海域に避難させる実効的な措置が必要**



台風時の走錨により閑空連絡橋に衝突したタンカー（H30）



令和元年台風15号来襲時の東京湾における船舶の錨泊状況

(2) 航路標識の事故の多発

- 船舶の衝突事故等により損傷した海上保安庁の航路標識の**復旧を迅速・確実に図る必要**
- **航路標識の管理の協力主体を充実させ**、海上保安庁の航路標識の管理業務の負担を軽減させるとともに、維持管理の充実強化が必要



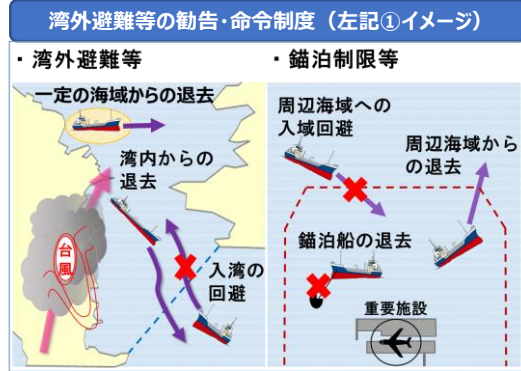
走錨船舶の接触による損傷（灯標の上部脱落）
※過去5年間における船舶接触による航路標識の被害件数 計262件

法案の概要

(1) 異常気象等に伴う船舶事故の未然防止策の充実・強化【海上交通安全法、港則法、航路標識法】

○三大湾等における湾外避難勧告・命令制度等の創設

- ① 船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度を創設
- ② 関西国際空港等の重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度を創設
- ③ 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会を設置
- ④ 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度を創設



○海上施設への船舶の衝突防止のためのバーチャル航路標識の緊急表示制度の創設

- ・ 灯浮標等の表示に代わるバーチャル航路標識（※）に係る制度を創設（バーチャル航路標識の一時表示に係る手続緩和、バーチャル航路標識の海上保安庁による一時表示代行制度）
- ※ 船舶自動識別装置（AIS）を活用し、航海用レーダー等にあたかも航路標識が存在するように表示させる仕組み

(2) 持続可能な航路標識の管理体制の充実強化【航路標識法】

○航路標識の復旧のための施行命令・原因者負担金制度の創設

- ・ 海上保安庁の航路標識を損傷等させた原因者に対し、必要な工事の施行、又は、当該工事に要する費用負担を義務付け

○承認工事制度及び航路標識協力団体制度の創設

- ① 海上保安庁の航路標識について、民間団体等による工事・維持に関する海上保安庁長官による承認制度を創設
【工事・維持の具体例】歩道の整備、手すり・階段等の設置、清掃、簡易な点検・補修
- ② 航路標識に関する業務を適切に行うことができる民間団体等を航路標識協力団体として指定し、指定された団体に係る①の手続を緩和

航路標識協力団体の活動（イメージ）



【目標・効果】

- 異常気象等に伴う被害の未然防止策を強化し、船舶交通の安全を確保する
荒天時の走錨等に起因する船舶の衝突事故により、船舶交通の安全が阻害されるとともに、重要施設等に被害が及ぶような事故の発生件数：1件（2018年）、1件（2019年）⇒0件（毎年度）
- 民間団体等による航路標識の工事・維持を促進する
航路標識協力団体の指定が見込まれる団体の数：0団体（2020年）⇒30団体（2022年度）

3 活動内容

(1) 各種行事等



(2) 安全に関する啓発



4 主な行事等

実施日	実施事項	実施内容	問い合わせ先
7月1日(木)～ 7月7日(水)～	夏季安全総点検	鳥羽海事事務所との合同安全点検 鳥羽港フェリーターミナル、鳥羽マリンターミナル	鳥羽海上保安部 電話 0599-25-2303
7月3日(土)	ライフジャケット 着用体験	巡視艇いせゆき潜水士による新聞記者等報道関係者を対象としたライフジャケット着用体験	第四管区海上保安本部 中部空港海上保安航空基地 電話 052-661-1611
7月10日(土)	ライフジャケット 着用体験	内海海水浴場において、児童等に対するライフジャケット着用体験会	第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 電話 052-661-1611
7月11日(日) 8月7日(土) 8月22日(日)	合同パトロール	田原市赤羽根地区において、官民合同による海浜事故防止合同パトロールを行い、啓発グッズ、リーフレット等の配布、出発式	鳥羽海上保安部 三河海上保安署 電話 0532-34-0118
7月14日(水)	海上安全教室	東紀州くろしお学園おわせ分校において、児童等に対する海浜における安全指導	尾鷲海上保安部 電話 0597-25-0118
7月15日(木)	海上安全教室	東幡豆小学校(水難学会の講習と合同)児童等に対する海上安全教室	三河海上保安署 電話 0532-34-0118
7月17日(土)	安全啓発活動	尾鷲お魚いちば「おとと」、鬼ヶ城センター及び道の駅紀宝町ウミガメ公園における安全啓発活動	尾鷲海上保安部 電話 0597-25-0118
7月17日(土)	安全啓発活動	鳥羽水族館において海難防止思想の普及活動	鳥羽海上保安部 電話 0599-25-2303
7月中旬	安全啓発活動	三河大島において、関係機関と連携した海浜事故防止のための合同訓練	三河海上保安署 電話 0532-32-0118
7月24日(土)	海上安全教室	美浜町所在のヨットクラブイベントに合わせた救命胴衣着用等の海上安全に係る啓発	衣浦海上保安署 電話 0569-22-4999
7月25日(日)	安全啓発活動	三重とこわか国体リハーサル大会における安全啓発活動	尾鷲海上保安部 電話 0597-25-0118
7月29日(木)	安全啓発活動	刈谷ハイウェイオアシスにおける安全啓発活動	衣浦海上保安署 電話 0569-22-4999
7月31日(土)	海上安全教室	半田市主催のヨット体験教室に合わせた救命胴衣着用等の海安全に係る啓発	衣浦海上保安署 電話 0569-22-4999
7月下旬	安全啓発活動	関係機関と連携した海水浴場不開設に伴う合同パトロール	三河海上保安署 電話 0532-32-0118
8月1日(日)	ライフジャケット 着用体験	釣りインストラクターに対するライフジャケット着用体験会	第四管区海上保安本部 電話 052-661-1611
7～9月	安全啓発活動	地元バスケットチームとのコラボ啓発グッズの配布、ポスターの掲示	三河海上保安署 電話 0532-34-0118
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	名古屋港水族館大型スクリーンによる広報	名古屋海上保安部 電話 052-661-1615
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	ボートレースとこなめ大型スクリーンによる広報	中部空港海上保安航空基地 電話 0569-38-8118
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	巡視船への横断幕の掲示、ライトメールによる広報	名古屋海上保安部 電話 052-661-1615
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	巡視艇のライトメールを使用した広報	三河海上保安署 電話 0532-34-0118
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	管内の漁協・マリーナ等へのポスター・リーフレット配布(周知活動)	中部空港海上保安航空基地 電話 0569-38-8118
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	巡視船への横断幕の掲示、ライトメールによる広報	中部空港海上保安航空基地 電話 0569-38-8118
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	巡視船への横断幕の掲示、ライトメールによる広報	四日市海上保安部 電話 059-357-0118
7月16日(金)～ 7月31日(土)	安全啓発活動	管内の漁協・マリーナ等へのポスター・リーフレット配布(周知活動)	四日市海上保安部 電話 059-357-0118

【問い合わせ先】

海上保安庁 第四管区海上保安本部
交通部安全対策課長 留置 (トマサ) 浩司
電話 052-661-1611 (内線 2640)



令和 3年 6月 22日
第四管区海上保安本部

ライフジャケット着用体験会の開催
～ライフジャケットの効果、実感してみませんか?～

小型船舶の乗船者には、原則ライフジャケットを着用することが義務化されているところ、5月29日に発生した火災船から海に飛び込んだ2名の方がライフジャケットを着用していない状況で発見され、死亡が確認される事故が発生しています。また、7、8月はマリンレジャー中の事故が多発する時期であることから、ライフジャケット着用の更なる有効性の推進を図るため次の「ライフジャケット着用体験会」を実施します。

- 1 7月 3日 報道機関向けライフジャケット着用体験会
- 2 7月10日 海水浴者に対するライフジャケット着用体験会〔四管区初開催〕

※コロナ感染症対策を徹底のうえ実施します。

1 報道機関向けライフジャケット着用体験会

日 時 令和3年7月3日 (土) 午前10時00分～正午ごろ

(集合時間 午前09時50分)

場 所 中部空港海上保安航空基地 巡視船艇棧橋 (別添1参照)

実施機関 第四管区海上保安本部、中部空港海上保安航空基地、中部小型船安全協会※

実施内容 ライフジャケットの取扱い等の講習を実施するとともに、入水を希望される方に実際に海中に入ってもらい、その効果を体験していただくライフジャケット着用効果体験会を実施します。

また、「巡視艇いせゆき」潜水士によるライフジャケットの有効性のデモンストラーションも実施します。

2 海水浴者に対するライフジャケット着用体験会

日 時 令和3年7月10日 (土) 午前10時00分～正午ごろ

場 所 内海 (千鳥ヶ浜) 海水浴場 (愛知県知多郡南知多町)

実施機関 第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、中部小型船安全協会※

実施内容 海水浴場来場者の幼児、児童やその保護者などにライフジャケットの貸出 (無料) を行い、海上で浮くことを体験し、海水浴中のライフジャケットの有効性の周知を中心に事故防止活動を実施します。

※中部小型船安全協会：愛知県三重県において、プレジャーボート等の小型船舶の海難防止やマナーの向上を目指して活動する公益社団法人

取材申込

1 報道機関向けライフジャケット着用体験会

申込期限 令和3年6月28日 (月) 午後5時00分

御社名 _____

代表者氏名 _____

入水希望者氏名 _____ 性別 (男性・女性)

_____ 性別 (男性・女性)

連絡先 _____ (当日、連絡可能な電話番号)

※急な業務等により中止になる場合、事前の申込があった記者の方のみに連絡します。

※入水体験については、安全管理のため潜水士を配備します。

※シャワー室、更衣室を準備しております。

<当日の予定>

集合日時 令和3年7月3日 (土) 午前9時50分

スケジュール

9時50分～ 着替え等 (入水希望で必要な方)

10時00分～ 説明、潜水士によるデモンストレーション等

10時30分～ 着用体験 (1人ずつ、10分程度) (終了後、適宜着替え)

終了後～ 質疑等

集合場所 愛知県常滑市セントレア4丁目地先 巡視艇いせゆき定係



申込書送付先

第四管区海上保安本部交通部安全対策課

Mail: jcg4anzentaisaku1-8r9m@mlit.go.jp

取材申込

2 海水浴者に対するライフジャケット着用体験会

申込期限 令和3年7月9日（金）午前11時00分

御社名 _____

代表者氏名 _____

連絡先 _____（当日、連絡可能な電話番号）

※急な業務、荒天等により中止になる場合、事前の申込があった記者の方のみに連絡します。

<当日の予定>

集合日時 令和3年7月10日（土） 午前10時00分から正午まで
（貸出の状況によっては1時間程度延長する場合があります）

集合場所 内海海水浴場 千鳥ヶ浜

スケジュール

- 10時00～ ライフジャケットを貸出し、着用体験の実施
- 適時～ ライフジャケット着用者（貸出中）からインタビュー予定

申込書送付先

第四管区海上保安本部交通部安全対策課

Mail: jcg4anzentaisaku1-8r9m@mlit.go.jp

【問い合わせ先】
 総務部人事課
 人事課長 丸山 恭平
 電話 052-661-1611(内線 2130)



海上保安大学校・学校学生募集！

海上保安庁では、以下のとおり、令和4年4月入校の海上保安学校・海上保安大学校学生採用試験を実施します。

人材確保は海上保安庁にとって喫緊の課題となっておりますので、広く周知させていただきます。

	海上保安大学校（広島県呉市）	海上保安学校（京都府舞鶴市）
受付期間	令和3年8月26日(木)～ 令和3年9月6日(月) (インターネット申込)	令和3年7月20日(火)～ 令和3年7月29日(木) (インターネット申込)
採用 予定者数	約65名	<ul style="list-style-type: none"> 船舶運航システム課程 約275名 航空課程 約5名 情報システム課程 約60名 管制課程 約20名 海洋科学課程 約15名
修業期間	本科4年・専攻科6ヶ月	1年（情報システム課程・管制課程は2年）
受験資格	<p>(1) 令和3年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から2年を経過していない者及び令和4年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者</p> <p>(2) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、令和3年4月1日において当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの等人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>	<p>(1) 令和3年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から12年を経過していない者及び令和4年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者</p> <p>(2) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、令和3年4月1日において当該課程を修了した日の翌日から起算して12年を経過していないもの等人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
第1次試験	令和3年10月30日(土)、令和3年10月31日(日)	令和3年9月26日(日)
1次合格発表	令和3年12月10日(金)	令和3年10月13日(水)
第2次試験	令和3年12月17日(金)	令和3年10月19日(火)～令和3年10月28日(木)
最終合格発表	令和4年1月20日(木)	令和3年11月24日(水) (航空課程のみ2次合格者発表)
第3次試験 (航空のみ)	-	令和3年12月4日(土)～令和3年12月14日(火)
最終合格発表 (航空のみ)	-	令和4年1月20日(木)
採用予定日	令和4年4月	令和4年4月